



長野県報

12月15日(木)

令和4年

(2022年)

第365号

目次

規則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程（経営推進課）…………… 1

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（7件）（森林づくり推進課）…………… 2

道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…………… 5

道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）…………… 5

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）…………… 6

公告

林業種苗法に基づく講習会の開催（森林づくり推進課）…………… 7

建築基準法に基づく公開による意見の聴取（建築住宅課）…………… 7

土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）…………… 8

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（水道事業課）…………… 10

規則

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和4年12月15日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 須藤 俊一

長野県公営企業管理規程第6号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和43年長野県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

附則

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）附則第31項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用企業職員は、この管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程第2条に規定する短時間勤務の職を占める企業職員とみなして、同条の規定を適用する。

経営推進課